

## 令和3年6月定例会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和3年6月28日（月） 開会 午前10時  
閉会 午後 1時56分

場所 第5委員会室

出席委員 永瀬秀樹委員長

松井弘副委員長

飯塚俊彦委員、荒木裕介委員、木下高志委員、本木茂委員、  
石川忠義委員、岡重夫委員、水村篤弘委員、田並尚明委員、深谷顕史委員、  
秋山文和委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]

板東博之産業労働部長、目良聡産業労働部副部長、  
山野隆子産業労働部雇用労働局長、藤田努産業労働政策課長、  
高橋利維経済対策幹、大熊聡商業・サービス産業支援課長、  
近藤一幸産業支援課長、小貝喜海雄次世代産業幹、齊藤豊先端産業課長、  
秋山純企業立地課長、番場宏金融課長、島田守観光課長、田中健雇用労働課長、  
澁澤幸人材活躍支援課長、檜山志のぶ多様な働き方推進課長、  
益城英一産業人材育成課長

新里英男労働委員会事務局長、  
後藤安史労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

[企業局関係]

北島通次公営企業管理者、磯田和彦企業局長、  
高橋伸保水道部長、吉田薫総務課長、飯野由希子財務課長、  
佐藤和央地域整備課長、加藤政寿水道企画課長、鈴木喜弘水道管理課長、  
野口清隆主席工事検査員

### 会議に付した事件並びに審査結果

#### 1 議案

議案番号	件名	結果
第88号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）のうち 産業労働部関係	原案可決

#### 2 請願

なし

### 報告事項

#### 1 産業労働部関係

- (1) 指定管理者に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について
- (2) 先端産業支援について
- (3) 農業大学校跡地周辺地域整備の進め方

2 企業局関係  
産業団地の整備について

**【付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】**

**飯塚委員**

- 1 外出自粛等による影響を受けている事業者への支援額が、酒類販売事業者等への支援額よりも少ないが、なぜか。
- 2 県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」を活用した県産品製造事業者への支援についてこの事業に参加するための参加基準や要件はあるのか。
- 3 現在ECサイトで扱っているのは119品目とのことだが、事業者数は幾つか。
- 4 ECサイトに参加する企業と参加しない企業とに分かれてしまうと思うが、県が財政支援する事業として差別にはならないか。
- 5 現在扱っている119品目と目標の1,000品目では大きく差がある。現在の状況はどうなっているのか。

**産業支援課長**

- 1 国の月次支援金の上乗せであること、また、酒類の方が提供自粛等、強い要請をしており酒類販売事業者等と比較すると影響が小さいと考えられること、及び他都県の状況等を踏まえ、総合的に判断させていただいた。

**観光課長**

- 2 ECサイトでは、埼玉らしい県産品を扱いたいと考えており、食料品、民芸品、雑貨が中心となる。県内の事業者が県内で製造した商品と、県外で製造したものだが県内事業者が企画したものを扱っていく。
- 3 32社である。
- 4 県物産観光協会の会員はもとより、市町村の観光協会、商工会議所・商工会を通して多くの事業者に参加していただけるよう広く周知していく。ECサイトで売るのに適したものを扱っていきたくて丁寧な説明し、不公平感がないように理解していただく。
- 5 現行のECサイトでは119品目だが、大宮ソニックシティ内の県物産観光協会「そぴあ」では650品目を扱っており、こちらに置き切れないものも含めて、ECサイトでも販売できるようにしていく。また、「そぴあ」で扱っている商品以外もECサイトで取り扱えるよう、物産観光協会が事業者と調整を始めている。

**飯塚委員**

- 1 外出自粛等による影響を受けている事業者への支援について、東京都や群馬県といった他都県の状況を教えてほしい。
- 2 1,000品目という目標は、いつ立てたのか。

**産業支援課長**

- 1 東京都は上乗せが50,000円、売上率減少30%以上50%未満の横出しが100,000円、群馬県は上乗せなし、売上率減少30%以上50%未満の横出しが200,000円となっている。

**観光課長**

- 2 補正予算を検討する段階で物産観光協会と調整して目標を立てた。「そぴあ」で扱っている商品が、販売場所が限られるため650品目であること、及びECサイトを対面販売と並ぶ2本目の柱にしていくことから、1,000品目とした。

### 荒木委員

- 1 国の月次支援金は売上減少率50%以上の事業者を支援の対象としている。県では酒類販売事業者等について売上減少率30%以上に対象を広げているが、その理由を伺う。
- 2 売上減少率を算出するに当たり、事業者としての総売上げを対象にしているが、飲食店と取引している酒類の売上げのみを対象とすべきではないか。
- 3 今回の酒類販売事業者等への支援は4、5、6月分を対象としている。さいたま市と川口市については、まん延防止等重点措置が7月11日まで延長されたが、同様の支援を行わないのか。
- 4 ECサイトの事業に関しては、割引販売すると商品のブランドイメージが下がることを懸念する事業者もいるのではないかと。そうすると、キャンペーン以降の売上げやコロナ収束後の誘客につながらなくなる可能性もあると考えるが、どうか。
- 5 VTuberにどのような県産品をPRしてもらうのか。
- 6 宿泊事業者の感染症対策への支援として約9億円が補正予算案に計上されている。これは、対象となる施設の状況を把握した上での金額なのか。
- 7 宿泊事業者への支援策による効果をどのように考えているか。
- 8 宿泊事業者への補助率は事業費の2分の1とのことであるが、東京都や神奈川県では補助率の上乗せを行っている。埼玉県は補助率の上乗せを検討しなかったのか。
- 9 宿泊事業者が感染症対策を実施する場合に、国等の補助金を活用する場合がある。今回の制度との補助金の二重取りを防ぐ方策はあるのか。

### 産業支援課長

- 1 埼玉県小売酒販組合連合会に実施していただいたアンケートによると、令和3年4月の売上げと前々年同月を比べると、50%以上減少している事業者は約27%であるが、30%以上減少している事業者は約65%に上る。また、埼玉県小売酒販組合連合会、埼玉県卸売酒販組合及び埼玉県酒造組合から支援についての要望をいただいております。さらに、国からも30%まで支援の拡大を検討してほしい旨の通知があったためである。
- 2 国の月次支援金に準じて、店舗や事業単位ではなく、事業者としての売上げを算定することとしている。とりわけ厳しい状況にある事業者の支援を目的としており、他の事業において酒類の業績不振をカバーできる事業者については支援の対象外とさせていただいている。
- 3 まん延防止等重点措置については延長されたが、酒類の提供についての要請も内容が変わっている。7月以降の対応については、必要性も含めて改めて検討させていただきたい。

### 観光課長

- 4 ブランドイメージを守るためや、他の取引先との関係もあり、割引販売は行わない事業者もいる。また、割引は行わなくても送料無料には参加するという事業者もいるなど、ニーズは様々であり、ニーズに沿ったPRをしていく。
- 5 VTuberは比較的若い世代に訴求効果がある。昨年「アニ玉祭」では、オリジナルの十万石まんじゅうを用意したところ好評であった。若者に訴求力のある商品をPR

していきたい。

- 6 補正予算案の検討に当たり複数の宿泊施設や業界団体、旅行会社にヒアリングを行い制度設計をしたものである。昨年、国が実施したGOTトラベル事業では参加事業者に対して感染拡大予防ガイドライン実施の徹底を求めていた。そのため、宿泊施設においてはおおむね感染防止策が講じられており、県内の宿泊施設についても安全・安心に利用していただける環境になっている。
- 7 今後も、感染症対策に要するマスクや消毒液等の消耗品は必要なので、購入費用を補助することにより、宿泊施設の感染症対策が更に強化される効果があると考えている。
- 8 東京都は、従前から実施している補助事業と整合を図るため、補助率を3分の2としたと聞いている。神奈川県は、箱根登山鉄道が台風被害に遭う等、コロナ前からの事情があるため、一部補助率の上乗せを行うとのことである。本県は限られた財源を活用するため、県産品製造事業者への支援など、別の観点で観光関連事業者の支援を行っていきたい。
- 9 同一の感染症対策に対し、他の補助金を受給していないか補助金の審査の段階で申請者に確認する。

#### 荒木委員

- 1 さいたま市と川口市については、まん延防止等重点措置の延長で厳しい状況が、ずっと続いている。スピーディに支援が必要と考える。再度お答えいただきたい。
- 2 県内宿泊施設の感染症対策について、ふだん、どのように現状を把握しているのか。
- 3 同一の感染症対策に対して複数の補助金を受けていないことをチェックするための項目を交付申請の様式に設けるということか。

#### 産業支援課長

- 1 6月分については、今回の議案で対応している。繰り返しになるが7月11日までの延長分については、必要性も含めて改めて検討させていただきたい。

#### 観光課長

- 2 宿泊事業者を交えた協議会などで幅広く声を聴取するほか、複数の宿泊事業者に対してヒアリングを実施している。
- 3 申請書の中で、チェックできる様式を考えている。

#### 石川委員

- 1 県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」ECサイト関係事業の予算の内訳を伺う。
- 2 「ちょこたび埼玉」の利用者数はどれくらいか。また、現行のECサイトは見づらいので、改善していかないと、せっかくの事業が実にならないと考える。ECサイトの魅せ方などの工夫はどのように考えているのか。
- 3 ECサイトでは農産物加工品も含めるのか。
- 4 宿泊事業者への補助制度の告知は、どのようなスケジュールで行われるのか。

#### 観光課長

- 1 送料無料分が約4,300万円、割引キャンペーン分が約3,200万円、多くの方に周知するための積極的なプロモーションに係る広報費が約2,000万円、事務費が約700万円である。

- 2 「ちよこたび埼玉」全体の年間ページビュー数は約220万である。現行ECサイトが見つけづらいのは御指摘のとおりであり、今年度当初予算を活用し、改善作業の準備をしている。
- 3 これまでも、農産加工品はしゃくしな漬けや梅干しなども販売しており、引き続き扱っていききたい。
- 4 申請受付は8月には開始したい。事業者は1年前に遡って書類を準備する必要があるため、補助対象設備等の制度の概要は補正予算案の議決をいただいた後に早めに告知したいと考えている。事業者へ資料を郵送することで、制度の周知に漏れがないようにしたい。

#### 石川委員

- 1 当初予算を使用してサイトを見やすくするために準備しているとのことだが、今回の事業の開始に間に合うのか。
- 2 農林部でも「埼玉わっしょい」というECサイトを活用した農産品の販売を行っている。部局の垣根を越えてしっかり連携していけば、ますます売上げにもつながると考えるが、どうか。

#### 観光課長

- 1 1,000品目を扱うには少し時間がかかると考えているが、事業者支援は早期に行う必要があると考える。サイトが工事段階でも前倒しし、できれば7月中に事業を開始できるように調整している。
- 2 農産加工品にも魅力的な商品はたくさんある。これまでも扱ってきたが、農林部と調整して幅広く扱っていききたい。

#### 水村委員

- 1 酒類販売事業者及び酒類製造事業者の数はどれくらいか。
- 2 自宅で飲むことが増えたことでアルコールの消費量はそれほど減少していないとの報道もあるが、申請件数はどのくらい見込んでいるのか。
- 3 事業者への周知をどのように行うのか。
- 4 申請の受付開始、給付時期はいつ頃を予定しているのか。
- 5 新しくリニューアルするECサイトのイメージだが、特設サイトのようなものを作るのか。
- 6 大手のECサイトとの競争になると考えるが、県産品の魅力の発信、価格設定を含め利用しやすいサイトにするための具体的な工夫はあるか。

#### 産業支援課長

- 1 酒類販売事業者は4,295者、製造業者は56者、合計4,351者である。
- 2 1のうちスーパーやドラッグストアなどを除く約1,800者が飲食店と取引があると想定している。このうち7割くらいの約1,250者からの申請を見込んでいる。
- 3 酒類の組合、商工団体を通じた周知のほか、酒類業の免許については国税局が所管しているため、そちらが保有するデータを活用した周知ができないか検討している。
- 4 申請の受付については7月中旬頃、給付については受付後2、3週間程度で給付したいと考えている。

## 観光課長

- 5 分かりやすい特設ページを作成する。特設ページの中も、テーマを色々変えて、何度でも訪れていただけるようなサイトにしていく。
- 6 消費者と出店事業者の双方が利用しやすいサイトにしていく。大手サイトは知名度があるが、その分、埼玉県産品が埋没しやすいので、埼玉県産品がを見つけやすく消費者にとって利用しやすいサイトにしていく。出店事業者が参加しやすくなるよう、物産観光協会が販売手数料を低く設定していく。割引販売しない事業者からは、バーチャル見学ができるようコンテンツを作ってほしいという要望もあるので、こうした工夫もしていきたい。

## 水村委員

補助事業終了後、消費者が購入しなくなると、一過性の効果となってしまう。アフターフォローについてどのように考えているか。

## 観光課長

出店事業者は出店自体に手数料が発生しないため、すぐに出店を取りやめることはないと考えている。キャンペーン終了後に離れる消費者もあるかとは思いますが、今回の事業は、これまで県内での対面販売を中心に獲得してきた顧客に加え、県外も含めた、新たに御愛顧いただける消費者を増やしていくことが目的である。

## 深谷委員

- 1 外出自粛等に係る協力支援金の申請受付は、酒類販売事業者等と同様に7月中旬からなのか。
- 2 外出自粛等に係る協力支援金は、国の月次支援金の受給が要件となっているが、事業者からは事前確認がネックと聞いている。事前確認をスムーズに行わないと県の協力支援金にも影響するため、月次支援金の事前確認を行う商工団体等へ働き掛けを行うべきではないか。

## 産業支援課長

- 1 外出自粛等に係る協力支援金は、国の月次支援金の上乗せであり、月次支援金の6月分の受付は7月1日から始まり給付決定は7月中旬頃と想定されるため、それよりも若干遅れて申請を受け付ける予定である。また、酒類販売事業者等への協力支援金は売上減少率30%以上50%未満の県独自部分があるため早く受付できるが、外出自粛等に係る協力支援金については月次支援金の上乗せのみであり、酒類よりも少し遅れて申請を受け付ける予定である。
- 2 国の月次支援金を受給しなければ、県の協力支援金の申請ができないため、月次支援金の事前確認を行っている商工会、商工会議所、金融機関、税理士、中小企業診断士等になるべく早く事前確認をしていただくように周知をしていきたい。

## 秋山委員

- 1 酒類販売事業者等について、売上減少率30%以上まで支援を拡大した場合、支援対象となる事業者はどの程度増加するのか。また、法人、個人の事業者はそれぞれどれくらいか。
- 2 4、5、6月の全てで30%以上売上げが減少していないと対象とならないのか。

- 3 先ほど、東京都と群馬県の支援内容の話があったが、ほかの首都圏の県はどのような支援になっているのか。
- 4 国の月次支援金と県の外出自粛等協力支援金の申請及び給付は別々なのか。
- 5 外出自粛等協力支援金を受給するには、どのように申請するのか。
- 6 宿泊事業者への支援について、補助対象期間は令和2年5月14日から令和3年12月31日を予定しているが、申請受付期間は令和3年度末までと考えてよいか。
- 7 補助対象として感染症対策に資する物品の購入経費が挙げられているが、改造工事費も含まれるか。
- 8 国の月次支援金と宿泊事業者の感染症対策の補助は別建てで申請できるものか。

#### 産業支援課長

- 1 50%以上は約480者、30%以上50%未満に広げると約770者増加する。また、法人は約590者、個人は約660者の申請を見込んでいる。
- 2 単月ごとに算定する。例えば、4月の売上減少が30%未満であった場合でも、5、6月が30%以上であれば、5、6月分は対象となる。
- 3 酒類販売事業者等への支援について、法人の場合1か月当たり、東京都は売上減少率50%以上の上乗せ分が200,000円、売上減少率30%以上50%未満の横出し分が100,000円、神奈川県は上乗せが200,000円、横出しが200,000円、千葉県は業種の区別なく売上減少率30%以上であれば200,000円、群馬県は上乗せなし、横出しが200,000円である。
- 4 国、県で別申請、別給付である。
- 5 原則、県のホームページで電子申請としているが、紙での申請も受け付ける。

#### 観光課長

- 6 当該事業は年度中に国に精算する必要があるため、補助金の請求をいつまで受け付けるか現在検討しているところである。期限については、補助金の交付要綱で定めていきたい。
- 7 感染防止対策に資するものであれば対象となる。
- 8 国の月次支援金は売上減少が生じた事業者を対象としているのに対し、当該事業は宿泊事業者が実施する個別の感染症対策に要した経費について補助するものであり、それぞれ支援の対象になる。

#### 秋山委員

県内に本店、住所がある酒類販売事業者等あれば、売上減少の要因となっている取引相手の飲食店の所在地は東京都など他県でもよいのか。

#### 産業支援課長

県内に本店、住所がある酒類販売事業者等であれば、取引先の飲食店は県外であっても緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の区域内であれば対象となる。

---

#### 【付託議案に対する討論】

なし

---